

第2章

業務量の減少で委託料は減額できるか 業務委託契約等をめぐる 法務・税務ポイント

【この章のエッセンス】

- 取引関係については、最終的には当事者間の交渉により解決することがほとんどであるが、自社と相手方の主張の合理性を検討したうえで交渉に臨む必要がある。
- 債務者側では履行を提供できるか、債権者側では受領拒否に該当するかなど、当事者間の事情を考慮して権利義務関係を整理する。
- 業務量が減少し、対応して業務委託料を減額するような場合には、原則として寄附金の問題は生じないと考えられる。

法律上の問題点

緊急事態宣言の影響による臨時休業や在宅勤務の導入により、従来か

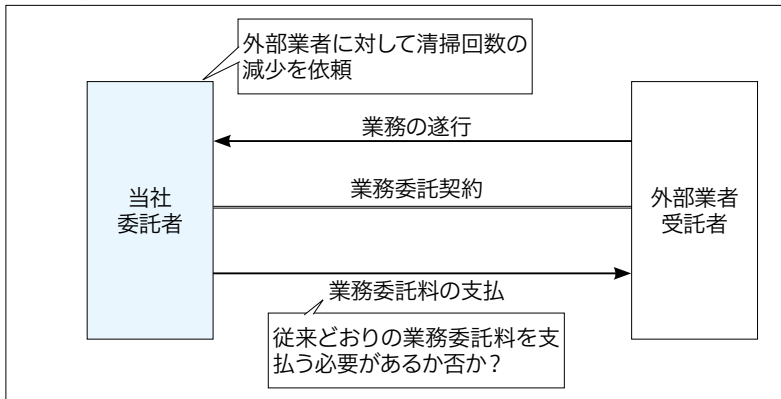
ら外部業者に委託していた業務量が減少することがある。また、緊急事態宣言の解除後も経済活動が十分に回復せず、従来委託していた業務量まで戻らないことがある。

たとえば、受付業務を外部業者に委託して2名体制での受付業務を遂行してもらってきたところ、訪問客が減少したため受付の人員を1名に減少させることがある。また、清掃業務を外部業者に委託して毎日清掃してもらっていたところ、在宅勤務の導入により1日おきに清掃してもらうように頻度を減少させることを計画することもある。一方、外部業者側から、外出自粛要請によりこれまでどおりの業務を提供することができないとの申出を受けて業務量を減少させることもある。

実務では、まず契約書の規定を確認して関連する条項の有無を調べ、

契約書に規定がない場合には、図表3のように民法上の解釈をもとに主張をし、最終的には交渉により解決

(図表3) 業務委託契約の法律関係



が図られている。もつとも、一定の結論に落ち着いているわけではなく、今後の取引関係の影響や当事者間の力関係などによってさまざまな結論になっていることが実情である。同様の問題は、労働者派遣契約における派遣料の減額などでも生じ得る。

このように、委託者側や受託者側の事情により、当初合意した業務提供を減少させる場合に、業務委託料を従来どおり支払わなければならないか否かが問題となる。業務量に応じて対価が決定される場合には特段問題にはならないが、業務委託料が月額や年額の一定金額となっている場合には、業務量の減少に応じて業務委託料を減額することができるか否かが問題となる。業務の減少となる事情が(1)委託者側にある場合、(2)受託者側にある場合、(3)両者ともにある場合に分けて検討する。

(1) 委託者側の事情により業務を減少させる場合

受託者は契約どおりに業務を遂行することができる。委託者から、委託者の事情により業務の減少を依頼している。このように、受託者が契約書に規定された業務を遂行